

尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8（2026）年5月改定

尾張旭市

目次

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

1. 感染症危機を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の策定・・・・・・・・・・・・・1

第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

1. 対策の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
3. 対策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4. 対策実施上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
5. 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
6. 市行動計画の主な対策項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
7. 市行動計画の実効性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第3章 各対策項目の考え方及び取組

1. 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
3. まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
4. ワクチン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
5. 保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
6. 物資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
7. 市民生活・経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

用語集・・・49

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

1. 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。

さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。このことから引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の策定

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法

新型インフルエンザ及びほとんどの人が免疫を持たない新型のウイルスによる感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、発生すれば世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。そのため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）においても、その重要性が示されている。

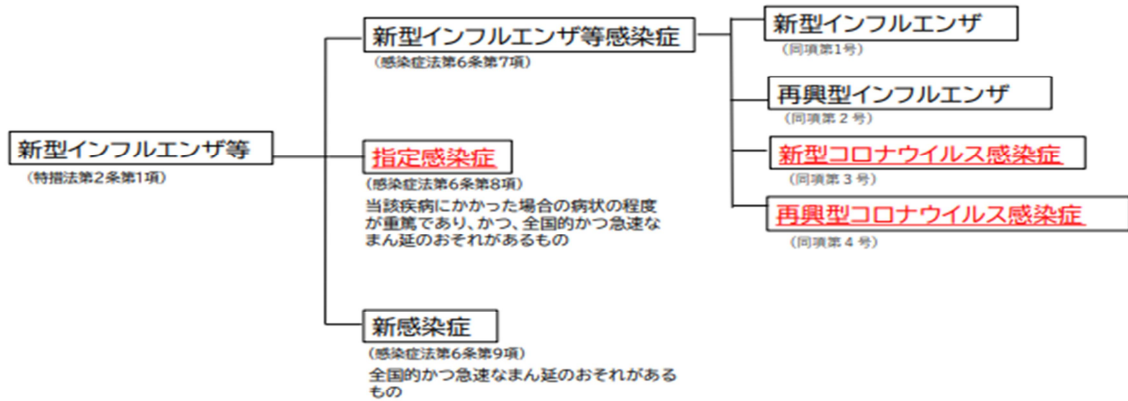
また、新型コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されている。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性もあり、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

平成24（2012）年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症が発生した場合に、国民の生命と健康を保護し、国民生活や地域経済への影響を最小限に抑えることを目的としている。

特措法は、国、地方公共団体、事業者等の責務を定め、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別措置を規定し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等とともに、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

<行動計画の対象となる感染症(特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等)>



2 尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経緯と改定の目的

平成25(2013)年6月、特措法第6条に基づき、政府行動計画が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県や市町村がそれぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項を定めたものである。その後、令和6(2024)年7月、新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

今般の政府行動計画の改定の目的は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザ等感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざすものである。

また、愛知県(以下「県」という。)においても政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナ対応の経験を踏まえて愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)が令和7(2025)年6月に改定された。

尾張旭市(以下「市」という。)では、国や県の行動計画と整合性を保ちつつ、新型インフルエンザ等の感染症の脅威から市民の健康を守り、安心安全な生活を確保するため、特措法第8条に基づき、平成26(2014)年11月に「尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定し、推進してきた。

新型コロナは、令和2(2020)年1月に国内1例目の報告が、同月に県1例目の患者が確認された。本市では国内・県内の感染状況から同年2月尾張旭市新型コロナ対策本部(当時は新型コロナが特措法上の感染症に該当しないため、尾張旭市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。))を設置されなかった。)を設置し、まん延防止対策をとったが、同年7月に市1例目の患者が確認された。

本市としては、国や県からのワクチン接種や感染防止対策に関する情報発信や飲食店に対する感染防止対策の呼びかけ・見回り、高齢者施設や障害福祉サービス施設等への感染症対策に必要な資材の供給等、「市民の命と暮らしを守る」ことを最優先に取り組み、最前線でウイルスと対峙する医療従事者の方々を始め多くの市民・事業者の協力を得ながら、国や県、専門家とも連携して8つの波を乗り越えてきた。

こうした新型コロナ対応を踏まえ、感染症から市民の生命と健康を守る施策を実現するため、改定された政府行動計画と県行動計画の内容を踏まえながら、市行動計画を改定し、所要の取組を実施していく。

なお、計画の見直しについては、政府行動計画と県行動計画の見直し状況も踏まえ、必要

に応じて行うものとする。

3 本市の新型コロナ対応の検証結果

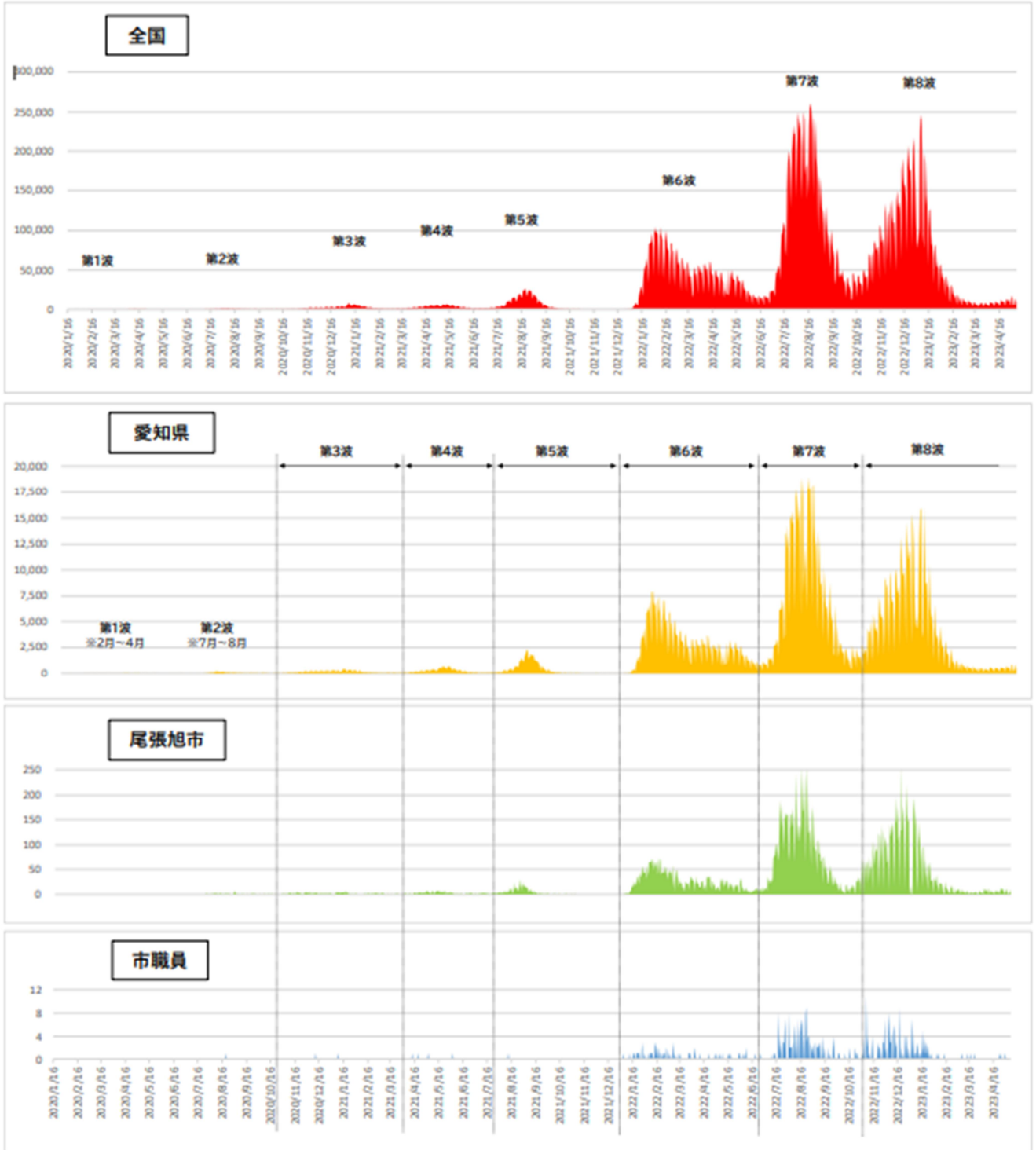
新型コロナは、令和2（2020）年1月に神奈川県において、国内最初の陽性者が確認されて以降、またたく間に全国へ拡大し、本市において同年7月に最初の陽性者を確認した。

新型コロナは変異を繰り返すことでその感染力を強めながら、令和5（2023）年5月8日に感染法上での位置付けを5類に変更されるまで、8回もの感染拡大の波をもたらし、最終的には全国で約3,380万人、愛知県では約212万人、本市においては約2万3千人が陽性と判断されるに至った（令和5年5月7日時点）。

本市においては、公共施設でのクラスター発生等も見られず、県内他市と比較しても平均的な感染状況であったことから、数々の対策は一定程度評価できるものと認識しているが、個別の事務事業ごとに見れば、まだまだたくさんの改善余地、効果向上の余地が見られるのも事実である。また、職員の集団感染等、業務に支障を及ぼすまでの状況には至らなかったため、今回の備えや想定が、業務を継続するに足るものなのかどうかは不確実な要素であることも忘れてはいけない。

また、今回のような世界的な感染症拡大は、単一自治体のみで対応できるものではなく、ウイルスの特性に応じてその対応の詳細は大きく変わるものではあるが、今回の新型コロナ対応で生じた課題を確実に解決し、次なる感染拡大を想定した更なる改善を加えることで、将来、起こるであろう事態への万全な備えとなることを期待している。

新型コロナウイルス感染者数（日毎）



第2章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

1. 対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。

このような影響をできるだけ軽減させるため、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

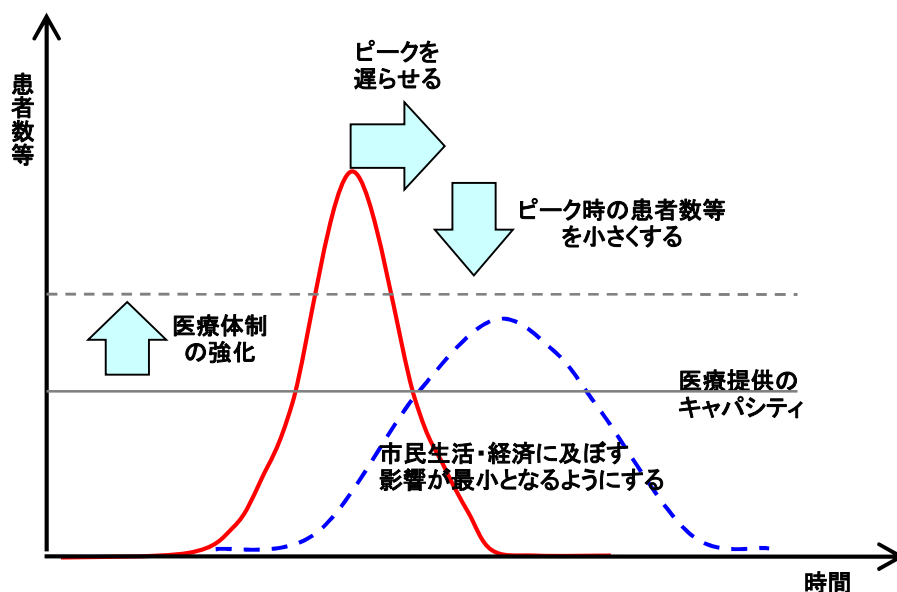
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、強化を図ることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活・地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。
- 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、感染者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図



2. 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し、決定する。

3. 対策の方向性

1 基本的な対策の方向性

基本的な対策の方向性は、以下のとおりである。

- (1) 特定の感染症や過去の事例に限らず、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性を考慮し、病原体の性状に応じた対策を検討する。
- (2) 限られた知見しかない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、早期収束を目指す。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や地域経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- (4) 病原体の変異による性状変化を考慮し、感染拡大の繰り返しや対策の長期化も想定する。

2 時期ごとの対策の考え方

時期ごとの基本的な対策の考え方は以下のとおりである。（時期ごとに必要となる対策の選択肢については、第3章に記載）

(1) 準備期（平時）

市民に対する啓発や市による事業継続計画等の策定、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

(2) 初動期

国内、県内及び市内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内、県内及び市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策することが必要である。

(3) 対応期

対応期については、以下の時期に区分される。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期（新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階）

病原体の性状について限られた知見しか得られていないため、海外での発生動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。なお、発生した感染症が新型インフルエンザであることが判明した場合、国の方針に基づき、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始する。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期（感染の封じ込めが困難で感染が拡大した段階）

知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえ、国のリスク評価等に基づき、医療提供体制維持のため、感染拡大の波を抑制するための対策を実施する。

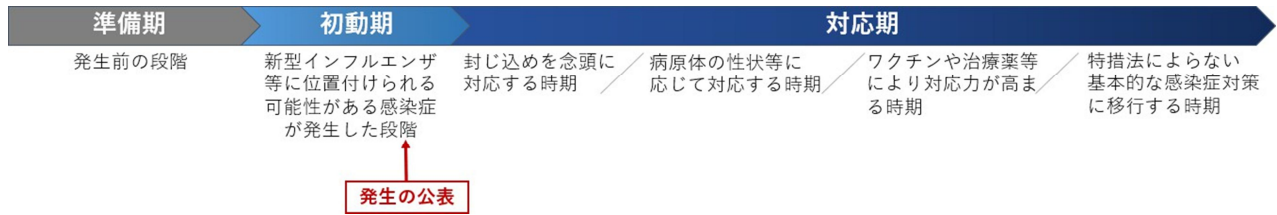
ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により再度対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、国の方針に基づき、最終的に特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する。

<時期区分(図)>



4. 対策実施上の留意事項

国、県又は市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備期に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、的確かつ迅速な対策を実施する。この場合において、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理と拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立できるようにするとともに、情報収集・共有・分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制及びリスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 負担軽減や情報の有効活用、国や県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関係情報の有効活用、国や県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、県との連携等の複数の対策項目に共有する横断的な視点を念願に取組を進める。

2 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

市民の生命・健康を保護するとともに、市民生活・地域経済活動への影響が最小となるよう、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見に基づく病原体の性状の把握、医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。併せて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

3 基本的人権の尊重

基本的人権を尊重し、特措法による対策が市民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は必要最小限にとどめる。また、市民等に対して十分な説明を行い、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者やその家族、医療機関等に対する誹謗中傷等の偏見・差別は人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があり、対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、社会的弱者への配慮をしながら市民の安心を確保し、社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症危機における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置が定められている。一方で、病原性の程度やワクチン・治療薬等の有効性により、必ずしもまん延防止等重点措置や緊急事態措置が講じられるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部（「第3章1.実施体制」参照）は、政府対策本部や愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）等と相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進する。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における医療提供体制等について、平時から検討し、感染症危機に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

感染症危機下における地震等の災害対応についても想定し、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有体制の整備等の準備を進める。

また、災害発生時は、国や県と連携し、状況を適切に把握し、必要に応じて避難所での感染対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における対策の実施に係る記録を作

成し、保存・公表する。

5. 対策推進のための役割分担

1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合、対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体等を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国と連携し、対策に取り組む。

このため、平時から政府行動計画に基づく対策を実施し、定期的な訓練等により点検・改善に努める。

有事には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。また、国民や事業者等の理解や協力を得るため、感染症に関する情報提供・共有を行う。さらに、ワクチンや診断薬、治療薬等の早期開発や確保に向けた対策を推進する。

また、指定行政機関は、政府行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、発生段階に応じた具体的な対応を決定しておく。

2 地方公共団体（県・市）の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合、国が決定した基本的対処方針に基づき区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する判断と対応を行う。

平時から、医療機関と医療措置協定（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定）を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。そして、有事には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

また、感染症対策に係る関係行政機関や学識経験者からなる愛知県感染症対策連携協議会（以下「県連携協議会」という。）等を通じ、愛知県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）や愛知県地域保健医療計画について協議し、進捗確認を行いながら、関係者が一体となって平時からの取組を実施するとともに、改善を図る。

【市】

基本的対処方針及び市行動計画等を踏まえ、感染症法に基づく措置の実施主体として、まん延防止対策の実施等により市民の生命・健康を保護するとともに、市民生活・地域経済に及ぼす影響を最小限にするための様々な対策を行う。

平時から、県や関係機関等と連携することで、情報提供・共有体制、ワクチン接種体制及び生活支援体制等を整備する。また、関係機関等との連携を強化することで、有事に備えるとともに、発生時には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

3 医療機関の役割

平時から、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練、個人防護具を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進する。また、新型インフルエンザ等の患者診療体制を

含めた業務継続計画の策定等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県の要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 登録事業者の役割

平時から、職場の感染対策や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行い、発生時には重要業務の継続に努める。

5 一般の事業者の役割

平時から、新型インフルエンザ等の発生に備え職場の感染対策に努め、特に多数の者が集まる事業を行う者についてはマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄を行うよう努める。発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することも想定する。

6 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、対策に関する知識を得るとともに、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の個人レベルでの感染対策）を実践するよう努める。また、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等を備蓄するよう努める。

発生時は、発生状況や予防接種等の対策についての情報を得て、個人でも可能な感染対策を実践し、り患が疑われる場合は医療機関の受診ルールを守る等、感染拡大防止に努める。また、感染症に関する正しい知識を得て、患者等の人権を損なうことのないよう努める。

6. 市行動計画の主な対策項目等

1 主な対策項目

新型インフルエンザ等対策の主たる目的は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活・地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」であり、これを達成するための主な対策は以下の7項目である。

なお、それぞれの項目は関連しており、対策の全体像や相互の連携を意識し、対策を行うことが重要である。

※ 各項目の詳細は第3章で説明

- | | | |
|-------|-----------------------|--------|
| ①実施体制 | ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ③まん延防止 |
| ④ワクチン | ⑤保健 | ⑥物資 |
| | ⑦市民生活・経済の安定の確保 | |

2 複数の対策項目に共通する横断的な視点

対策の実効性を向上させるために共通して考慮すべき視点は、以下の3点である。

(1) 人材育成

ア 感染症危機管理対応人材の育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立つ

て人材育成を継続的に行うことが不可欠である。特に専門性の高い人材の育成を進める※とともに、多くの人々が感染症危機管理に携わる可能性を考慮し、幅広い人材を対象とした訓練や研修等の実施により、感染症危機対応の人材の裾野を広げることが重要である。

また、平時から感染症対応部門と危機管理部門との連携を図る。

※ 国等の研修やJ I H Sの「実地疫学専門家養成コース（F E T P）」等を積極的に活用し、感染症対策に関して専門的な知見を有し、情報収集や対応策の検討を担い、現場での活躍ができる人材を育成する。

イ 医療業務従事者等の人材の育成

災害・感染症医療業務従事者（DMAT、DPAT、先遣隊及び災害支援ナース）や、有事に保健所等の業務を支援する「I H E A T要員」の継続的な確保・育成を行う。また、本市を含め関係機関等が連携した訓練・研修等により、地域の医療機関等において、感染症を専門とする医療職等の人材を育成する。

(2) 国と地方公共団体との連携

新型インフルエンザ等の発生時には、国が基本的対処方針を定め、それをもとに県及び市は連携し、感染拡大防止や医療提供体制の確保等の対策を実施する。そのため、平時から国及び県等との広域的な連携に努めることが必要である。

また、相互に意見交換を行うことで、本市の意見を国及び県等の対策へ反映させていく。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

医療DXを始めDXの推進は、発生状況の迅速な把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有、業務負担の軽減や関係者の連携強化等、感染症危機対応能力の強化につながるものである。

国が整備する基盤の活用や医療機関等への活用促進等、DXを推進する。

7. 市行動計画の実効性確保

1 EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく対策の推進

市行動計画の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応を万全にするため、平時から有事までを通じて、対策の効果測定に重要な関連を持つ情報や統計データを活用し、EBPMの考え方に基づいて対策を実施する。そのためには、適切なデータの収集とその分析体制が重要である。

2 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

新型インフルエンザ等の発生時期は予測できないため、自然災害への備えと同様に、平時からの備えと意識を高める取組を継続することが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等を通じて、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

3 実践的な訓練の実施

多様な主体が参画するより実践的な訓練を実施ことにより、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが重要である。

4 定期的な見直し

政府行動計画及び県行動計画の見直しや訓練により得られた改善点等も踏まえ、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

5 関連マニュアルの策定等による対策の具体化

関係課等は、市行動計画に基づく活動に必要な事項をマニュアルに定める等、対策の具体化を図る。

第3章 各対策項目の考え方及び取組

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」(内閣感染症危機管理統括庁)も参照

1. 実施体制

【概要】

感染症危機は市民の生命・健康や市民生活・地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全庁的な危機管理として取り組む必要があり、国等と連携しながら、実効的な対策を実施することが重要である。そのため平時には、関係部署の役割を整理し、有事に機能する組織・応援体制の構築、研修・訓練等を実施するとともに市行動計画の見直しも行う。有事には、尾張旭市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）等を設置し、総合的かつ効果的な対策を推進し、流行が収束するまで柔軟に対応可能な体制を整備する。

【国や県の主な動き】

1 平時（準備期）

【国】 政府行動計画等の見直し、各主体の役割分担と対策の選択肢の整理、実践的な訓練の実施、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）等関係機関と連携した人材育成等による体制整備、関係機関の連携強化、国際的な連携体制の整備・強化

【県】 県行動計画等の作成・変更、実践的な訓練の実施、人材確保・育成、関係機関間の連携体制の構築

2 有事（初動期・対応期）

【国】 政府対策本部の設置、関係省庁会議や関係閣僚会議の開催による対処方針の決定、有事体制への移行・体制強化、事態の迅速・的確な把握、状況の変化に応じた対策の柔軟・機動的な切替え

【県】 県対策本部の設置、必要な人員体制の強化、感染症法に基づく措置に関する必要な総合調整、他都道府県への医療従事者の応援要請、市町村からの応援要求への対応

本市の対策行動

準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全市的な取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化する。

【具体的な取組】

1 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、県等の業務継続計画との整合性にも配慮しながら、業務継続計画を作成・変更する。
- (3) 県が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部（任意設置を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。
- (4) 新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- (5) 県や医療機関による研修も活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、市職員等の養成等を行う。

2 実践的な訓練の実施

政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

3 関係機関との連携

- (1) 県や指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- (2) 感染症法に基づき設置している県連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について、県と協議する。
- (3) 特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行

う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

【具体的な取組】

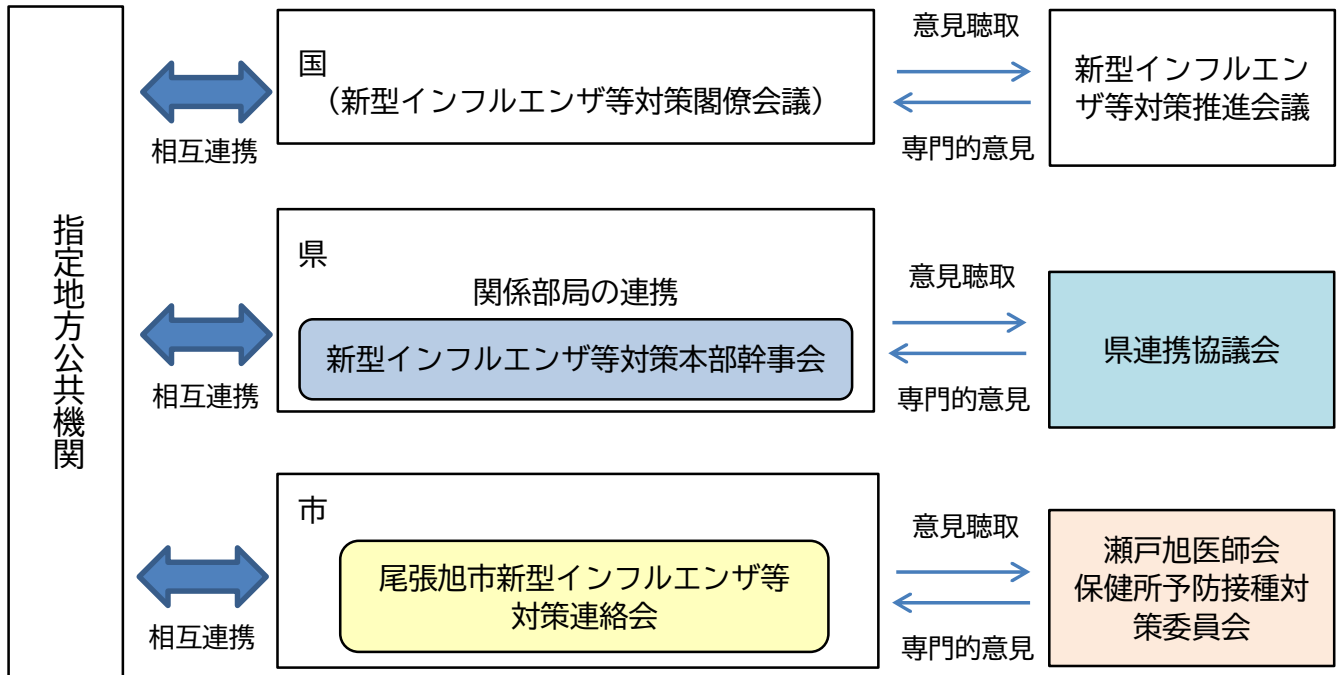
1 体制整備

- (1) 府県対策本部及び県対策本部が設置された場合、直ちに市対策本部を設置し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定する。
- (2) 必要な体制整備が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- (3) 新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて尾張旭市新型インフルエンザ等対策連絡会を開催し、関係各課等が連携を図りながら、県、近隣市町、事業者等との連携を強化する。
- (4) 新型インフルエンザ等が発生し、緊急事態宣言がなされた場合、特措法及び尾張旭市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、市における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とする市対策本部を設置する。

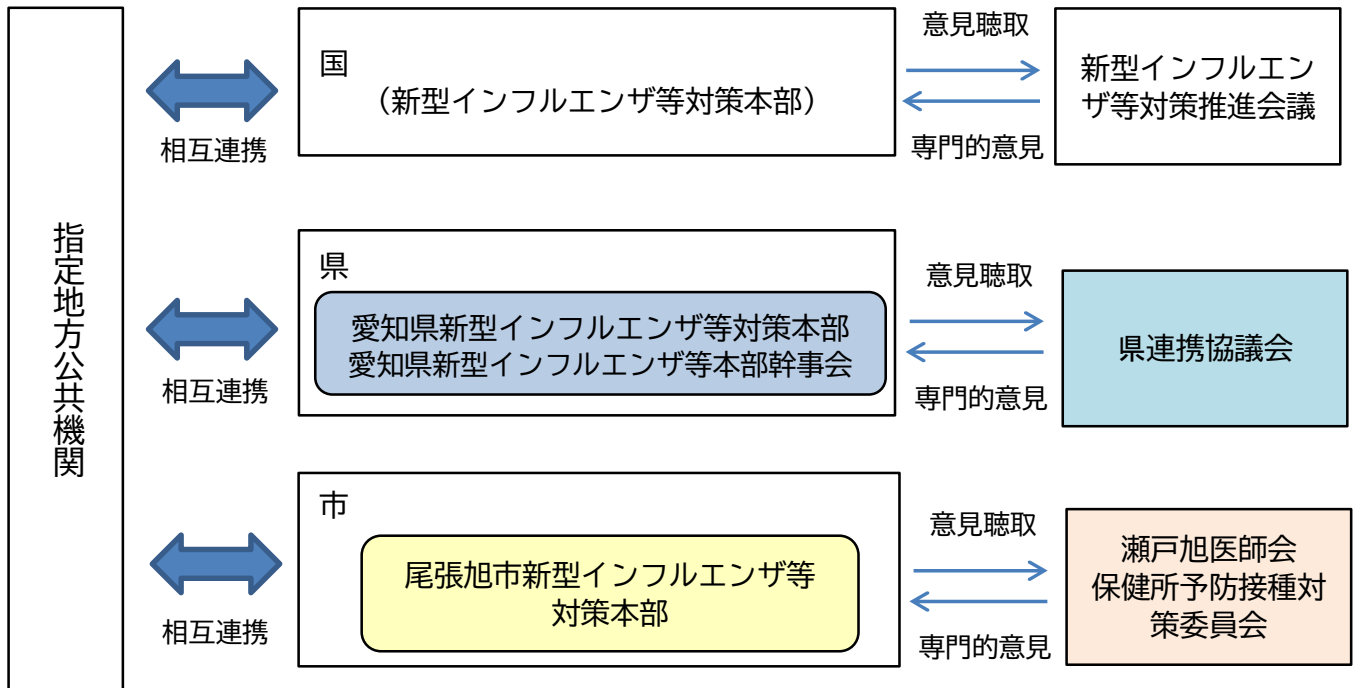
2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

【市の実施体制】（発生前）



【市の実施体制】（発生後）



【部局ごとの主な役割】

部局名	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の啓発及び感染予防対策に関すること ・来庁者、利用者及び市民への情報提供・啓発・指導に関すること ・所管業務の継続及び縮小・停止に関すること ・所管する施設の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・国、県、他市町及び関係機関等からの情報の収集及び市対策本部への報告 ・所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること ・業務継続計画に基づく市の行政機能の維持に関すること ・所管する会議、イベント等の調整に関すること ・所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること ・その他新型インフルエンザ等に関すること
広報関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策の啓発に関すること(総務関係部局と連携) ・新型インフルエンザ等の情報提供に関すること(総務関係部局と連携)
企画関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の相互応援体制に関すること ・職員の勤務、研修に関すること ・職員、職場の衛生管理及び健康管理に関すること ・職員用マスクの備蓄に関すること
総務関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画に関すること(福祉関係部局と連携) ・新型インフルエンザ等に係る情報収集及び分析に関すること(福祉関係部局と連携) ・新型インフルエンザ等の情報提供に関すること(広報関係部局と連携) ・感染拡大防止対策の啓発に関すること(広報関係部局と連携) ・市対策本部の設置及び運営に関すること(福祉関係部局と連携) ・ライフライン(通信、電気等)に関すること ・庁舎の衛生管理に関すること ・マスク、消毒液、防護服等の備蓄に関すること ・被害情報の収集、統括に関すること ・税の減免措置等に関すること
市民生活関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の埋火葬に関すること ・事業者、商工会等との連絡調整に関すること
福祉関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画に関すること(総務関係部局と連携) ・対策本部の設置及び運営に関すること(総務関係部局と連携) ・新型インフルエンザ等に係る情報収集及び分析に関すること(総務関係部局と連携) ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携及び連絡調整に関すること ・新型インフルエンザ等の相談対応及び帰国者・接触者相談窓口の設置に関すること ・予防接種(特定、住民接種)に関すること ・社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること ・その他医療及び福祉全般に関すること
子ども関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること
都市整備関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に関すること ・市営住宅の優先入居等に関すること
上下水道関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン(上水道、下水道)に関すること
消防関係部局	<ul style="list-style-type: none"> ・救急体制の確保に関すること ・市対策本部と連携した活動に関すること ・消防本部の感染症予防及び感染拡大防止に関すること

部局名	主な役割
教育関係部局	・児童・生徒及び教職員等に対する感染予防対策の励行に関する事 ・臨時休校などの措置に関する事 ・給食の衛生管理に関する事 ・その他教育全般に関する事
議会関係部局	・議会との連絡調整に関する事

対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

【具体的な取組】

1 実施体制の整備

県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制を取る。

(1) 実施体制の整備

ア 引き続き、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の実施や市民への情報提供等を継続する。

イ 引き続き、必要な人員体制の確保が可能となるよう、全庁的な対応を継続する。

(2) 職員の派遣・応援への対応

ア 新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

イ 新型インフルエンザ等のまん延により、事務の全部又は大部分を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

(3) 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

2 緊急事態措置の検討等について ※「第3章3.まん延防止」も参照

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。また、市域において緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【概要】

感染症危機発生時は、情報の錯綜や不安と共に偏見・差別等が発生したり、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（偽・誤情報）が流布されたりするおそれがある。

こうした中で対策を効果的に行うためには、科学的根拠等に基づく正確な情報を迅速に提供・共有するとともに、行政と市民等との双方向のコミュニケーションを通じてリスク情報とその見方の共有を図り、市民等が適切に判断・行動できるようにするリスクコミュニケーションの取組が重要である。

そのため平時には、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、情報提供・共有方法を整理しておく。

有事には、その時点で把握している科学的根拠等に基づいて、市民等が適切に判断・行動ができるよう、分かりやすく正確な情報提供を行い、リスクの共有等を図るとともに、偽・誤情報への対応を行う。

【国や県の主な動き】

1 平時

【国】感染症等に関する情報提供・共有、偏見・差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発、情報提供・共有方法の整理、リスクコミュニケーション体制の整備

【県】感染症等に関する情報提供・共有、偏見・差別等に関する啓発、偽・誤情報に関する啓発、情報提供・共有方法の整理、リスクコミュニケーションの取組推進

2 有事

【国】迅速かつ一体的な情報提供・共有、可能な限り双方向のコミュニケーションの実施、偏見・差別等や偽・誤情報への対応、科学的根拠等に基づく分かりやすい情報提供

【県】迅速かつ一体的な情報提供・共有、可能な限り双方向のコミュニケーションの実施、偏見・差別等や偽・誤情報への対応、科学的根拠等に基づく分かりやすい情報提供

本市の対策行動

準備期

【目的】

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国や県等による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

【具体的な取組】

1 感染症に関する情報提供・共有

- (1) 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や感染対策（換気、マスク着用、手洗い・うがい、人混みを避ける等）について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供・共有を行うとともに、ウェブサイト等に掲載していく。
- (2) 発生状況に応じた市民への情報提供・共有の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定する。
- (3) 一元的な情報提供・共有を行うために、情報提供担当職員の設置による情報の集約化等、情報を分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- (4) 情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす体制を構築する。
- (5) 新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

2 偏見・差別等に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

3 偽・誤情報に関する啓発

感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅される問題（インフォデミック）が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

4 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- (1) 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

- (2) 新型インフルエンザ等の発生時に、関係団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。

5 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- (1) 情報の受取手の反応や必要としている情報を把握することのできる相談窓口等を設置する体制を整備する。
- (2) SNSの活用等理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。

初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、感染拡大に備える。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

【具体的な取組】

1 情報提供・共有

- (1) 国及び県の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
- (2) 市民等への情報提供・共有を行うために、国、県及び市等の情報を集約の上、総覧できるウェブサイトを立てるとともに、市民等からの相談に応じるため、相談窓口等を設置し、適切な情報提供・共有を行う。

2 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方の情報提供・共有だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (2) 相談窓口等を設置し、寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A等として関係部局に情報提供・共有するとともに、ウェブサイト等に掲載していく。

3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

準備期と同様の対応を取る。

対応期

【目的】

市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

【具体的な取組】

1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- (1) 個人一人ひとりが取るべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や感染の疑いや患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- (2) 市民等に対し、市内外の発生状況と具体的な対策等について情報提供・共有を行う。

2 双方向のコミュニケーションの実施

- (1) 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方方向の情報提供・共有だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- (2) 相談窓口等の機能を強化し、寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、Q&A等として関係部局に情報提供・共有するとともに、ウェブサイト等に掲載していく。

3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

初動期に継続して対応する。

4 時期に応じた方針の決定・見直し

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、

個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市が市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

ア 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

イ こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3. まん延防止

【概要】

適切な医療の提供等と、必要なまん延防止対策により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療ひっ迫を回避する。特に有効な治療薬やワクチンがない場合は、感染者をできる限り少なくするため、まん延防止対策は重要である。

まん延防止対策として、個人での感染対策の推進を始め、感染症法に基づく患者や濃厚接触者に対する措置等を講じてもなお、医療がひっ迫する水準の感染拡大が生じるおそれがある場合には、特措法に基づいて、緊急事態措置やまん延防止等が行われる時は、県の方針に応じて対応する。

そのため、平時には基本的な感染対策を普及し、有事の対応について市民等の理解促進を図る。

有事には、感染症法に基づいた患者や濃厚接触者へのまん延防止対策や緊急事態措置を始めとする対策の効果や影響を総合的に勘案し、対策を柔軟かつ機動的に切り替えることで、市民生活・地域経済への影響を軽減する。

なお、まん延防止対策は、市民の自由と権利を制限する可能性があるため、必要最小限とし、対策の拡大・縮小や中止等の見直しを機動的に行う必要がある。

<まん延防止等重点措置/緊急事態措置の概要>

	まん延防止等重点措置 (特措法第31条の6)	緊急事態措置 (特措法第32条)
実施主体	国及び地方公共団体	国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関
実施の タイミング	緊急事態宣言の前段階又は解除後で未だ国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれが継続している段階	国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき
対象地域	国が定めた区域（市町村単位や一部区域）	都道府県単位
期間	6か月（延長する際の期限なし）	2年以内（1年以内で延長可）
主な 要請内容	事業者への時短要請、命令	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への外出自粛要請 ・事業者への休業・時短要請、命令 ・催物の開催制限

【国や県の主な動き】

1 平時

【国】対策実施時に考慮する指標やデータの検討、まん延防止対策強化に向けた国民等の理解促進

【県】想定される対策の内容や意義に関する周知広報・県民の理解促進、基本的感染対策の普及

2 有事

【国】まん延防止等重点措置・緊急事態措置の検討、公示

【県】県民生活・地域経済活動への影響を踏まえた適切なまん延防止対策の実施、まん延防止等重点措置・緊急事態措置による県民・事業者への要請等

本市の対策行動

準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解が得られるように基本的な感染対策の普及に取り組む。

【具体的な取組】

1 対策強化に向けた理解や準備の促進等

(1) 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

(2) 平時から感染防止対策に必要な物品を備蓄する。

初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、国内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応が取れるよう準備等を行う。

【具体的な取組】

1 市民等への情報提供

国内外における新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県、医療機関等と相互に連携し、広く市民に周知する。

2 まん延防止対策の準備

国等からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

【具体的な取組】

1 まん延防止対策の実施

県が必要に応じて実施する以下の取組等に適宜協力する。

- (1) 市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じて、その徹底を要請する。
- (2) 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。
- (3) 学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。
- (4) 国の要請を受けて医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。
- (5) 緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。

2 時期に応じたまん延防止対策の実施

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

緊急事態措置やまん延防止等重点措置が行われる時は、県の方針に応じて対応に協力する。

(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

国、県による病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた対応に協力する。

【参考：国による病原体の性状に応じた対応例】

ケース	対応の考え方
病原性及び感染性がいずれも高い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながる。 <対応> ・国及び県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。
病原性が高く、感染性が高くない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである。 <対応> ・基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止をめざす。（なお医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合） ・国及び県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。
病原性が高くなく、感染性が高い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・り患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い。 <対応> ・強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保する。 ・予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直す。 <上記の対策を行ってもなお、地域に医療のひっ迫のおそれが生じた場合等の対応> ・県は当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛ける。 ・国は県を支援するため、より効果的・効率的な感染対策を実施できるよう、関係省庁や業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を行う。 <それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合> ・国及び県は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。

(3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ア ワクチンや治療薬の普及により、感染拡大のリスクが低下した場合、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への移行について、国等の検討状況を確認し、準備を進める。

イ 病原体の変異等により病原性や感染性が高まる場合は、再度対策を強化する。

(4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ア ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより、最終的に国の方針に基づき、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行する。

イ これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

4. ワクチン

【概要】

ワクチン接種を行うことで、個人の感染や発症、重症化を防ぎ、市民の健康を守るとともに、患者数を減少させ、医療提供体制の維持を図り、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめる。

【国や県の主な動き】

1 平時

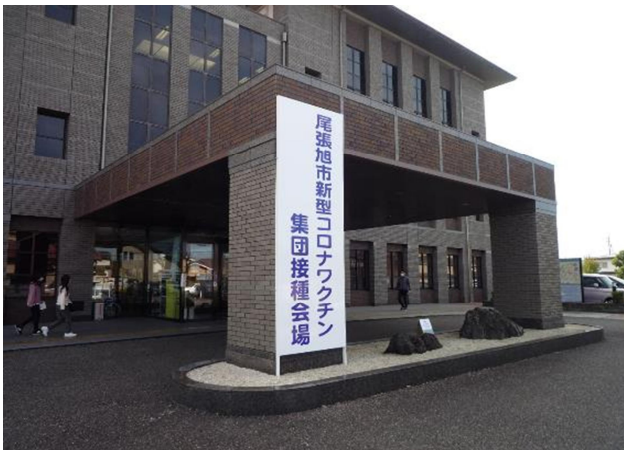
【国】「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づく重点感染症を対象としたワクチンの研究開発の推進・研究基盤の強化、大学等研究機関や製薬関連企業における研究開発の推進・支援、予防接種事務等のDXの推進、接種体制の構築

【県】国からの要請を踏まえたワクチン流通体制の整備、医療従事者等と連携した接種体制の構築に向けた訓練の実施

2 有事

【国】速やかなワクチン開発・製造・確保、円滑なワクチン接種の実施、ワクチンに関する科学的根拠に基づく正しい情報の提供による国民の理解促進

【県】円滑なワクチン流通体制の構築、接種に携わる医療従事者の確保の検討、ワクチンへの理解を深めるための啓発



新型コロナワクチン集団接種会場

本市の対策行動

準備期

【目的】

国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、医療機関等の関係機関と協力し、円滑な接種が実施できるよう、ワクチン接種体制等の整備をする。

【具体的な取組】

1 ワクチン接種に必要な資材の準備

以下の表1を参考に、予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

常備しておくことが困難な資材(※)及びその確保方法については、医師会等の関係機関等と検討し協議する。接種会場の規模やレイアウトにより、必要量を検討しておく。

表1 予防接種に必要な資材一覧

【医療用品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒綿 アルコール、 ベンザルニコウム塩化物 クロルヘキシジングルコン酸塩等 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器(※) <input type="checkbox"/> 手指消毒液 (ワクチン準備用)(※) <input type="checkbox"/> シリンジ・注射針 <input type="checkbox"/> バット <input type="checkbox"/> 遮光シート (救急処置用品)(※) <input type="checkbox"/> 血圧計 <input type="checkbox"/> 静脈路確保用品 <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> 緊急時に使用する薬剤(アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、 抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド等) <input type="checkbox"/> アンビューバックセット <input type="checkbox"/> 携帯用酸素ボンベ <input type="checkbox"/> パルスオキシメーター <input type="checkbox"/> ベッド	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て医療用ガウン・エプロン <input type="checkbox"/> 使い捨てフェイスシールド、ゴーグル <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 卓上置き時計(健康観察用)
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> ファイル(要注意者区別用)
	【会場物品】
	<input type="checkbox"/> 机・椅子 <input type="checkbox"/> パーティション・スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バック、保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫、冷蔵庫(※) <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 時計(表示用) <input type="checkbox"/> 室温計

2 ワクチンの供給体制の確保

(1) 情報収集

ワクチンの流通体制及び供給方法等について、適宜、国及び県からの情報を収集する。

(2) ワクチンの流通体制の整備

県及び医師会・薬剤師会等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするための体制を構築する。

ワクチンの流通に当たり、ワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をする。

(3) ワクチンの分配に係るシステムの支援

- ア 国が一括してワクチンの供給を担う場合に備え、分配につなげるシステムを稼働できるよう準備する。
- イ 市内の医療機関と連携し、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。また、ワクチンの供給量が限定された状況下においても備えておく。

(4) ワクチンの保管

市でワクチンを保管することになった場合に備え、保管場所や停電時の対応等について想定しておく。

3 接種体制の構築

医師会、薬剤師会等の医療関係団体等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に備えた訓練に努める。

(1) 特定接種

- ア 国からの要請を受けて、市は実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対し、集団接種を原則とし、速やかに接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- イ 特定接種の対象となり得る市職員については、市が対象者を把握し、国に人数を報告する。
- ウ 医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（接種体制の構築を登録の要件とする）の従業員に対し、国が進める特定接種登録事業者を管理するデータベースへの登録及びその周知や業務について、必要な協力を行う。

(2) 住民接種

- ア 厚生労働省及び県の協力を得ながら、ワクチン接種を希望する市民全員が速やかに接種を受けることができるよう、以下に列挙する事項等を明確にした上で、医師会及び薬剤師会等の医療関係団体と連携の上、接種体制を検討する。
その際、高齢者や障がい者等の要配慮者、小児に対しても円滑に接種を実施できるよう検討する。必要に応じ、接種会場において、接種の流れを確認する等、接種体制の構築に向けた訓練に努める。

ア	接種対象者数 住民接種対象者試算方法			
	A	総人口	人口統計	
	B	基礎疾患のある者	人口の7%	
	C	妊婦	母子健康手帳届出数	
	D	幼児	人口統計(1~6歳未満)	
	E	乳児	人口統計(1歳未満)	
	F	乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	乳児の両親として、 対象人口の2倍に相当
	G	小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6~18歳未満)	
	H	高齢者	人口統計(65歳以上)	
	I	成人	総人口から上記人数を除いた人数	$A - (B + C + D + E + F + G + H)$
※乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。				
イ	市職員の人員体制の確保			
ウ	医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保			
エ	接種場所の確保及び運営方法の策定			
オ	接種に必要な資材等の確保			
カ	国、県及び近隣自治体や医師会、薬剤師会等の関係団体への連絡体制の構築			
キ	接種に関する住民への周知方法の策定			

イ 医療従事者や高齢者・障がい者施設等の従事者、高齢者や障がい者等の接種対象者数を推計しておく。施設入所者等、市が実施する接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県や他部署及び関係機関等と連携し、接種体制を検討する。

ウ 接種方法や会場の数、開設時間の設定等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。医師会や薬剤師会等の医療関係団体、医療機関等との協力を得て、医療従事者の確保を図ることから、事前に協議しておく。

エ 接種場所を確保するとともに、その対応可能人数等を推計する。

各会場について、受付、待合、問診・接種・経過観察・応急処置を行う、ワクチン保管及び調剤(調製)場所等における人員配置及び会場の入口から出口までの導線を検討する。調製後のワクチンの保管では室温や遮光等適切な状況を維持できるよう配慮する。

(3) 国が整備するシステムを活用して、全国の医療機関と委託契約を締結する等、住所地以外の自治体における接種が可能となるよう、取組を進める。

(4) 速やかに接種が実施できるよう、医師会や薬剤師会等の医療関係団体等や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種場所、接種時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備する。

4 情報提供・共有

(1) 市民への対応

定期的な予防接種について、被接種者やその保護者等にとって分かりやすい情報提供を行う。被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供等、双方向的な取組を進める。

(2) 市における対応

予防接種の実施主体である市は、医師会等の医療関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種を実施する。予防接種における健康被害の救済業務、市民への情報提供及び相談

業務を行う。

(3) 他部署との連携

予防接種施策の推進に当たっては、介護保険部署、福祉関係部署、教育委員会、消防関係部署、予算関係部署、人事関係部署等との連携に努める。

5 DXの推進

- (1) 予防接種のデジタル化のために、市が活用する健康管理システムを国が整備するシステムの標準仕様書に沿って基盤と連携させる等、システムを整備する。
- (2) 接種対象者を特定し、国が整備するシステム基盤に登録することで、システムを活用して、接種対象者の個人用端末等に接種勧奨等の通知ができるように準備する。電子的に通知を受けることができない者には、紙面等で発行することに留意する。
- (3) デジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、環境整備する。

初動期

【目的】

国や県の方針を踏まえ、計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、接種に携わる医療従事者及び必要量のワクチン、接種場所等を確保し、速やかに接種が実施できるよう接種体制の構築を行う。

【具体的な取組】

1 国や県からの情報収集

接種対象者及び接種方法、ワクチン供給量、予算措置等、情報を把握し、必要な対応を行う。

2 ワクチンの接種に必要な資材の確保

準備期において、予防接種に必要な資材としたものについて、検討した必要量を、適切に確保するために調整を開始する。接種会場の規模やレイアウトにより、その会場での必要量を確保する。

3 接種体制の構築

準備期において調整した接種会場の日程を確保し、対応可能人数に応じた人員配置や導線等を確定する。

医師会及び薬剤師会等の医療関係団体等と連携し、接種に携わる医療従事者等の確保を行う。準備期に調整した、市職員を動員する。

(1) 特定接種

ア 医師会及び医療機関等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。

イ 接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて、医師会等との調整が得られるよう必要な支援を行う。

(2) 住民接種

ア 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始する。

住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報を参考に、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数を把握する。接種方法や予約方法について検討し、接種対象者への

周知に関する準備を開始する。接種券の作成に当たり、登録事業者や関係部署と連携し、対象者宛に予防接種券を送付する準備を進める。

- イ 接種の準備に当たり、大幅な業務量が見込まれるため、組織・人事管理等を担う部署と連携し、全庁的な実施体制の確保を行う。また、介護保険部署や福祉関係部署は関係施設等の調整等の取りまとめを担う。
- ウ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出す。各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。これは、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を想定している。業務負担軽減のために、業務内容により外部委託を検討し、委託契約の準備を進める。
- エ 医師会及び薬剤師会等の医療関係団体等の協力を得て、多くの医療従事者の確保を図る。
- オ 接種実施医療機関確保のために、医師会、医療機関、健診機関、近隣自治体等と協議を行う。その際、多人数への接種を実施できる体制確保のために、診療時間の延長や休診日の接種、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。また、県が大規模接種会場を設置する場合も想定し、必要な準備を進める。
- カ 施設入所者等、市が実施する接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県や介護保険部署、福祉関係部署、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- キ 医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出をする。以下の表2を参考に、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医療従事者数を算定する。接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が接種会場において実現されるよう、システム基盤に登録する等、必要な設備の整備等の手配を行う。

表2 接種に必要な人員配置数の例

役割	職種	必要想定人数
予診	医師	1名(1か所当たり)
接種	医師又は看護師	1名(1か所当たり)
薬液充填及び接種補助	薬剤師又は看護師	1名以上(規模による)
接種後の経過観察	看護師等	1名以上(規模による)
救急対応	医師、看護師、救急救命士等	必要に応じる(兼務可)
受付、検温、誘導・案内、予診票確認、接種済証発行、記録等	事務職員等	必要に応じる

- ク 接種会場での救急対応のために準備する救急処置用品等に関して、あらかじめ医師会等と協議の上、準備を行うとともに、常時使用可能となるよう適切に管理する。実際に重篤な副反応が発生した場合を想定し、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認する

地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、県や県医師会、地域の医療関係者や消防機関の協力を得て共有することにより、適切な連携体制を確保する。

- ケ 感染性産業廃棄物の取り扱いは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準を遵守する。廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等、必要な措置を講ずる。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について調整しつつ、委託契約の準備を進める。
- コ 接種会場での接種経路の設定には、被接種者が一定の間隔を取ることができ、ロープ等により進行方向に一定の流れをつくることで、感染予防対策を講ずる。予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞らないよう配慮する。また、要配慮者への対応が可能なように準備を進める。

対応期

【目的】

国や県の方針を踏まえ構築した接種体制に基づき、接種を希望する市民が迅速にワクチン接種を受けられるようにするとともに、接種を受けたことにより副反応等が発生した症状等については、適切な情報収集を行い対応する。

実際のワクチン供給量や医療従事者等の体制、また、初回接種時や流行株が変異し、国が追加接種を決定した場合等、円滑に接種が進められるよう、国や県からの情報収集を行い、医療機関等と連携しながら、全庁横断的に継続的かつ柔軟な運用が可能な接種体制の確保に努める。

【具体的な取組】

1 国や県からの情報収集

円滑に接種が進められるよう、ワクチンの流通体制やワクチンの分配量について情報を把握する。

2 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握する。接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないよう、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 厚生労働省からの要請を受けて、割り当てられたワクチン量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- (3) 厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い、管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。
- (4) ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられる。市は、厚生労働省からの要請を受けて、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

3 接種の実施・地方公務員に対する特定接種の実施

(1) 特定接種

国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員に対し、本人の同意を得た上で、集団接種を基本として接種を行う。

(2) 住民接種

ア 予防接種体制の構築

- (7) 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に

基づき、市民への接種順位の決定を踏まえ、医療機関等と連携し、具体的な接種体制の構築を進める。

- (イ) 接種状況等を踏まえ、会場の追加等を検討する。
- (ロ) 各会場において予診を適切に実施するために、医療従事者や事務職員等の確保、受付や予診、接種場所等の設営、接種に必要な資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）・設備等を確保する。
- (ハ) 予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう、事前に広報等にて周知及び接種会場において掲示等にて注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。

医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- (ニ) 医療従事者、入院患者、在宅医療を受療中の患者、施設等入所者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や施設等入所者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、市が医師会等の関係団体と連携し、自宅を訪問して接種する。
- (ホ) 施設入所者等、市が実施する接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部署及び福祉関係部署及び医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

イ 接種に関する情報提供・共有

- (ア) 予約受付体制を構築し、接種を開始する。国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報を提供・共有する。
- (イ) 国が整備したシステム基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされた個人用端末等に接種勧奨等の通知を行う。電子的に通知を受けられない者には、紙面等で発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- (ロ) 接種会場や接種開始日等について、電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知する。電子的に情報を収集することが困難な者には、広報誌への掲載等、紙面で周知する。

ウ 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

エ 接種記録の管理

他の自治体での接種歴を含め接種記録を確認し、接種過誤防止及び被接種者が自らの接種記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

4 健康被害救済

- (1) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、市は被接種者等からの申請を受理する。市は調査を行い、予防接種健康被害救済制度に係る申請書類を、県を通して国へ速やかに提出する。国の審査を経た結果は、申請者に対して速やかに通知する。給付の実施主体である市は、国の審査により健康被害が認定された場合に、給付の手続きを行う。

- (2) 接種場所が住所地外であっても、健康被害を受けた者が、接種時に本市に住民登録を有している場合は、市が申請を受理する。
- (3) 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

5 情報提供・共有

- (1) 自らが実施する予防接種に係る情報（接種対象者、接種頻度、接種日程、会場、使用ワクチンの種類及び有効性や安全性、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）や国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民への周知・共有を行う。
- (2) 接種実施医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口等、必要な情報提供を行う。
- (3) パンデミック時において、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する一方で、定期接種の接種率の低下及びその対象疾病のまん延が生じないように、引き続き定期接種の必要性等の周知に取り組む。
- (4) 特定接種に係る対応
 - 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。
- (5) 住民接種に係る対応
 - ア 実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
 - イ 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものである。以下の状況を想定し、配慮して対応する。
 - ㉠ 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高い状況であること
 - ㉡ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られていること
 - ㉢ ワクチンの有効性・安全性について、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められ、逐次様々な知見が明らかになること
 - ㉣ 平時には実施していない接種体制となるため混乱が起こり得ること
 - ウ 市民への周知は、以下の点に留意し分かりやすくする。
 - ㉠ 接種の目的や優先接種の意義等
 - ㉡ ワクチンの有効性・安全性についての情報
 - ㉢ 接種の時期、方法等、市民一人ひとりが対応すべき行動

5. 保健

【概要】

平時には、有事における体制の検討・調整、優先業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化を行う。また、研修・訓練等を通じた人材育成や有事の対応確認、関係機関との連携強化を進める。

有事には、平時の取組を踏まえ、地域の実情に応じた効果的な対策を実施し、市民の生命・健康を守り抜く。また、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じ、患者等の症状に応じた療養支援等を行う。

【国や県の主な動き】

1 平時

【国】都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、研修・訓練等を通じた人材育成・連携体制の構築、保健所や衛生研究所の体制整備、DXの推進、双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションの実施

【県】流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する感染症有事体制の確保、業務継続計画の策定、研修・訓練等を通じた人材育成・連携体制の構築、地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーションの実施

2 有事

【国】平時に構築した有事体制への移行、市民への情報提供、感染状況に応じた保健所体制の見直しや検査体制の拡充

【県】県予防計画に基づく保健所や衛生研究所の有事体制への移行、県民への情報提供・共有、患者の健康観察・生活支援、感染状況に応じた取組

本市の対策行動**準備期****【目的】**

感染症の発生や地域における医療提供状況等の情報収集体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修等の実施、資材の備蓄等を行うことにより、有事に感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるようにする。

【具体的な取組】**1 人材の確保と協力体制の整備**

感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び県からの人材派遣等の申し出及び受け入れ等に関する体制を構築する。

2 保健分野での連携体制の整備

- (1) 県、医療機関等の関係機関との役割分担・連携体制を整備する。
- (2) 健康観察を実施できるよう体制を整備する。
- (3) 市民への感染予防対策に関する正しい知識の普及啓発等の対応を迅速かつ的確に講じることができる体制を整備する。

3 研修・訓練等を通じた人材育成

速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。

4 市民への情報提供・共有

市民等が、平時から季節性インフルエンザの発生状況、小児感染症の流行状況、手洗い等の感染症対策に関する正しい認識を持つようにウェブサイトを利用して、情報提供する。

5 消防本部による患者等の搬送体制の整備

新型インフルエンザ等の患者の搬送について、県や関係機関と連携して、消防本部による患者等の搬送が可能な体制を整備する。

初動期

【目的】

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。市民に対しても新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

【具体的な取組】

1 有事体制への移行準備等

感染症発生時における連携体制を確保するため、県、関係部局と協議し、役割分担を確認するとともに、感染症発生時に協力する。

2 相談体制の整備

市民向けの相談窓口等を設置することで、市民に速やかな情報提供・共有体制を構築する。また、相談窓口等を通じて、新型インフルエンザ等の感染を疑う行動歴や症状がある場合は、保健所に設置する相談センターへ相談するよう周知する。

対応期

【目的】

対応期は、準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関との役割分担・連携体制に基づき対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

【具体的な取組】

1 有事体制への移行

県の要請に基づき、市からの応援職員等の派遣を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制に協力する。

2 対応業務の実施

(1) 相談対応

相談窓口等の体制を強化し、市民からの医療機関への受診方法や感染防止対策等に必要な情報を提供する。

(2) 健康観察及び生活支援

県が実施する健康観察や新型インフルエンザ等の患者やその濃厚接触者に対する生活支援（食事の提供やパルスオキシメーター等の医療機器貸出）に協力する。

(3) 消防本部による患者等の搬送

新型インフルエンザ等の患者の搬送について、県や関係機関と連携して消防本部による患者等の搬送を実施する。

3 感染状況に応じた対応

(1) 流行初期

ア 感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。

イ 保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行う。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更について示された場合は、人員体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適切に行う。

(2) 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

ア 国や県からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、有事の体制等を段階的に縮小していく。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い、留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う市の対応の縮小について、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

6. 物資

【概要】

感染症対策物資等は、有事において、ワクチン接種、保健活動等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、平時から市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等に必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等の確保を進める。

【国や県の主な動き】

1 平時

【国】感染症対策物資等の需給状況の把握、関係事業者に対する生産等の有事に必要な体制整備、物資の備蓄目標の策定・備蓄

【県】協定締結医療機関等における個人防護具の備蓄等推進、備蓄状況の確認、国が定める備蓄品目・水準を踏まえた個人防護具の備蓄

2 有事

【国】感染症対策物資等の備蓄状況・需給状況の確認、円滑な供給のための生産等の要請、緊急物資の運送、生産要請等してもなお不足するおそれがある場合の医療機関等への配布

【県】感染症対策物資等の備蓄状況・需給状況の確認、円滑な供給に向けた準備、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の特定物資の売渡要請、協定締結医療機関等で不足するおそれがある場合の物資の配布

本市の対策行動

準備期

【目的】

感染症対策物資等は、有事にワクチン接種、保健活動等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、国、県及び市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等に必要な準備を適切に行うことにより、有事の際に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【具体的な取組】

1 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

初動期・対応期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、ワクチン接種、保健活動等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。準備期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

【具体的な取組】

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

7. 市民生活・経済の安定の確保

【概要】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命・健康への被害とともに、まん延防止措置より、市民生活・地域経済活動に対して大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため平時には、本市において自ら必要な準備や体制整備を進めるとともに、市民や事業者等に対して適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

有事には、市民生活・地域経済活動の安定を確保するための取組を行うとともに、市民や事業者等が事業継続や自発的な感染防止対策を実施できるようにする。

【国や県の主な動き】

1 平時

【国】 県等との情報共有体制の整備、緊急物資運送等の体制整備、関係業界団体への業務継続計画の策定の勧奨、食料品や生活必需品等の備蓄、国民への衛生用品等の備蓄勧奨等

【県】 国や市町村等との情報共有体制の整備、緊急物資運送等の体制整備、火葬能力の把握や体制の整備等

2 有事

【国】 生活の安定確保のための対応（物資の安定供給、要支援者への支援、価格の安定、火葬・埋葬の特例等）、地域経済活動の安定確保のための対応（事業継続に係る要請、事業者支援等）、生活・地域経済活動の両方の安定確保のための対応（法令等の弾力的運用、債務の支払い猶予、金融措置等）等

【県】 物資の安定供給・価格の安定・売渡しの要請、犯罪の予防・取締り、広域火葬の実施等

本市の対策行動

準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置（以下「まん延の防止に関する措置等」）により市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市民や事業者等に対し、適切に情報を提供し、必要な準備を行うことを推奨する。

【具体的な取組】

1 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済への影響に関する情報収集を行うため、国や県との情報共有体制を整備する。また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。

3 物資及び資材の備蓄等

- (1) 市行動計画等に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 市民や事業者等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。

4 生活支援を要する者への支援等の準備

新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決める。

5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民等に対して、生活関連物資等の購入に当たっての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、事業継続に向けた準備等の呼び掛けを行う。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

【具体的な取組】**1 事業継続に向けた準備等の勧奨**

- (1) 新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。
- (2) 必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。

2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

3 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

対応期**【目的】**

準備期での対応を基本として、市民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を行う。また、まん延の防止に関する措置等により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、感染症対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

【具体的な取組】**1 市民生活の安定の確保を対象とした対応****(1) 心身への影響に関する施策**

まん延の防止に関する措置等により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(2) 生活支援を要する者への支援

高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、患者の搬送、死亡時の対応等を行う。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国や県と連携し、市民等への情報共有を図る。

(5) 埋葬・火葬の特例等

- ア 県と連携し、火葬場の火葬能力を把握するとともに、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
- イ 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

2 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業継続に関する事業者への周知等

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を周知する。

(2) 事業者に対する支援

まん延の防止に関する措置等による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

3 市民生活及び地域経済の安定に関する措置等

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

また、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置等により生じた市民生活及び地域経済への影響に対し、国や県の方針に基づき、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

用語集

用語	内容
愛知県感染症対策連携協議会(県連携協議会)	感染症法第10条の2に規定する主に県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
愛知県感染症予防計画(県予防計画)	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
愛知県地域保健医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)	政策の企画立案をその場限り経験や勘に頼るのではなく、客観的データや科学的根拠(エビデンス)に基づいて行うアプローチ。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起らない B型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。

業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第32条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講じるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
国立健康危機管理研究機構(JIHS)	JIHS(Japan Institute for Health Security の略)は、国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供するため、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、2025(令和7)年4月に設立された組織。感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障がいから個人を守るために作成・考案された防護具。

実地疫学専門家養成コース(FETP)	FETP (Field Epidemiology Trainee Program の略)は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHS が実施している実務研修。
指定行政機関	災害対策基本法第2条第3号に基づき、国の行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関(内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こと家庭庁、デジタル庁、総務省等)。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他公共的機関及び医療、医療機器、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの(中部電力㈱、東邦瓦斯㈱、東海旅客鉄道㈱、中日本高速道路㈱、日本通運㈱、中部国際空港㈱、NTT㈱、日本郵便㈱等)。
指定地方公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び道場第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等(MCM)の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口(「帰国者・接触者相談センター」ともいう)。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、市による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2の2号に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第2条第1項の規定により、価格の異常な上昇や買占め又は売惜しみが行われる(あるいは、そのおそれがある)場合に政令で特別の調査を要する物資として指定されるもの。
内閣感染症危機管理統括庁	感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。

フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン。
まん延防止等重点置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講じる措置。例えば、措置を講じる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。

尾張旭市新型インフルエンザ等対策行動計画
2014(平成26)年11月策定
2026(令和8)年5月改定

発行 尾張旭市

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600-1

TEL 0561-53-2111(代表) 0561-76-8127(直通)

FAX 0561-52-0831

URL <https://www.city.owariasahi.lg.jp>